

新型コロナウイルス感染症対策を行う介護サービス事業所・施設の皆さまへ
「介護サービス事業所等感染防止対策支援事業費補助金」
～支援金のご案内～

※対象事業所、補助上限額は別添参照

感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援します。

令和3年10月1日から12月31日までに購入した衛生用品等が対象ですので、お早めに購入をお済ませください。

感染防止対策に要する経費の助成

- 対象事業所：**基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所**
※基本報酬の0.1%特例の対象の事業所及び令和3年10月から12月までに指定を受けている事業所等が対象です。
※休業中の事業所も対象です。
※福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅は対象外です。
- 対象経費：**令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した**
①**衛生用品（マスク、手袋、消毒液等）**
②**感染症対策に要する備品（パーティション、パルスオシメーター）**
※新規事業所は、指定日以降に購入した物が対象です。
- 補助上限額：サービス別（一部のサービスでは規模別）に補助上限額を設定
（例）通所介護（通常規模型）、訪問介護（訪問回数1,200回以下）...1万円
介護老人福祉施設・介護老人保健施設...3万円～7万円（定員規模別による）
- 交付方法：精算払（国保連合会から各事業所の口座に振り込みます。）
- 申請方法：**原則、国保連合会の電子請求受付システム**での申請受付になります。
電子請求受付システムの「ID、パスワード」をご準備ください。
※法人単位でも事業所単位でも申請可能です。
※複数サービスを実施している事業所は、それぞれのサービスについて申請可能です。
※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、医療の補助金で対応してください。
※CD-R等による申請及び債権譲渡事業所の申請は、県に直接申請となります。
- 申請期間：**令和3年12月28日から令和4年2月28日まで**
※詳細は、県ホームページを確認してください。
※申請は1回限りです。期限を過ぎての申請はできません。
- その他：明細書等の作成及び納品・領収書等の保管をお願いします。

【お問い合わせ先】

- ①**事業全般**に関すること 厚生労働省コールセンター（電話番号：03-5253-1111（内線:3807,3907））
- ②**電子請求受付システム**に関すること 国民健康保険中央会コールセンター（電話番号：0570-059-402）
- ③**ID、パスワードの発行**に関すること 宮崎県国民健康保険団体連合会（電話番号：0985-35-5111）
- ④**申請方法・申請書の作成方法等**に関すること 宮崎県長寿介護課（電話番号：0985-26-7058）
（平日9:30～17:15 <土日祝は除く> ※②は10:00～20:00）

Q&A

Q1 新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となりますか。

A1 お見込みのとおりです。
新型コロナウイルス感染症の発生の有無は関係ありません。

Q2 対象経費における①「衛生用品」、②「感染症対策に要する備品」は、どのような物が対象となりますか。

A2 ①については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって、マスク、手袋、消毒液などを想定しています。
②については、パーティション及びパルスオキシメーターです。

Q3 「令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した」とは、納品及び支払いまで完了している必要がありますか。

A3 「購入した」とは、発注及び納品が12月31日までに完了しており、支払いは令和3年度内（令和4年3月31日まで）に完了している必要があります。

Q4 介護報酬の請求を電子請求受付システム以外のシステム等で代理人請求を行っている事業所の場合や、CD-Rで提出している事業所はどのようにすればよいですか。

A4 国保連から電子請求受付システムの「IDと仮パスワード」を発行してもらうことで、電子請求受付システムから補助金の申請を行うことができます（発行までに、1週間程度かかることがあります。）。上記対応が困難である場合は、CD-Rにて県へ請求してください。

Q5 「介護サービスを行う医療機関に医療又は介護の補助金が支給される場合は、医療の補助金で対応」とは、どのような場合ですか。

A5 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所・訪問リハビリテーション事業所、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所、訪問看護事業所、居宅療養管理指導事業所及び介護療養型医療施設は、医療の補助金で申請が可能です（重複申請は不可。）。

Q6 領収書等の証明書が必要とあるが、ネット購入等で領収書が発行されない場合、どうすればよいですか。

A6 領収書がない場合は、納品書や請求書、明細書、振込記録等を残しておくようにしてください。なお、ネット購入については、購入した従業員の名前、対象商品名、金額等がわかる書類（メールや購入サイトでの購入履歴等）等があればそれらを証拠書類として残すようにしてください。証拠書類が確認できない場合、補助金の返還を求められる場合がありますので、不備のないよう証拠書類を保管してください。
また、不正な請求は、刑法等の法令違反に当たる場合があります。

Q7 当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額について、どのように対応する必要がありますか。

A7 あらかじめ額が明らかな場合は、当該額を減額して申請してください。実績報告を行う際、明らかになった場合は、その際に減額して報告してください。